【概要版】

習志野市公園施設（遊具）長寿命化計画

令和2年3月

習志野市　都市環境部　公園緑地課

目次

1. 業務概要 1
1.1 はじめに 1
1.2 公園施設（遊具）長寿命化計画策定の背景と視点 1
1.3 計画の位置づけ 2
1.4 計画期間 2
1.5 計画対象公園等と遊戯施設 3
2. 遊戯施設の現況と課題 4
2.1 遊戯施設の管理状況 4
2.2 遊戯施設の経過年数 4
2.3 遊戯施設の劣化とハザードレベルの状況 5
2.4 遊戯施設の健全度判定 5
2.5 現状の課題 7
3. 遊戯施設の管理方針 8
3.1 日常的な維持管理に関する方針 8
3.2 管理類型ごとの基本方針 9
3.3 更新に関する方針 9
3.4 使用見込み期間の設定 9
3.5 対策内容と実施時期 10
4. 優先順位の設定 12
4.1 優先順位の設定と考え方 12
5. 公園施設（遊具）長寿命化計画による効果 15
5.1 長寿命化対策費用 15
5.2 更新費用の算出 15
5.3 更新費の平準化 16
6. 今後に向けた取り組み 17
6.1 遊戯施設の適切な維持管理 17
7. 用語解説 18
7.1 用語解説 18

1. 業務概要

第1章

1.1 はじめに

我が国では、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に整備された公共施設等の社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、厳しい財政状況のなかで安全・安心を確保した効率的な施設の維持管理が重要な課題となっています。

このような中、国土交通省は各自治体に対し、都市公園の計画的な維持管理を推進するため、平成24年4月に公園施設の長寿命化計画に関する基本的な計画策定の考え方を示した「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下、「指針案」という。）を作成しました。また、平成30年10月に「指針案」の改定が行われ、計画策定後の継続的な維持管理についても提議がなされました。

さらに、平成30年4月の都市公園法改正に伴い、新たに公園施設の維持修繕基準が定められ、施設管理者による点検・修繕・記録による安全対策の徹底が求められています。

1.2 公園施設（遊具）長寿命化計画策定の背景と視点

習志野市が管理する都市公園は、225箇所（平成31年4月時点）あります。

そのうち遊戯施設を設置している都市公園等171箇所では、遊戯施設の設置から30年以上経過した公園が約6割にも達し、著しい劣化や損傷が確認されたことから、大規模な修繕や更新の必要性が明らかになりました。

効率的な修繕や更新を行うには、優先的に安全性を確保すべき遊戯施設を対象とした老朽化対策（安全対策の強化）と計画的な維持管理（計画方針の明確化）に加え、修繕・更新費用の算出及びコストの平準化が求められます。

このことから習志野市では、国土交通省より示された「指針案」に基づき、施設管理者として適切な安全措置を講じ、遊戯施設の劣化や損傷の状況のみで健全度を判定するのではなく、安全性の確保などハザード面も含めた多岐の観点から総合的に判断を行った上で、習志野市公園施設（遊具）長寿命化計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

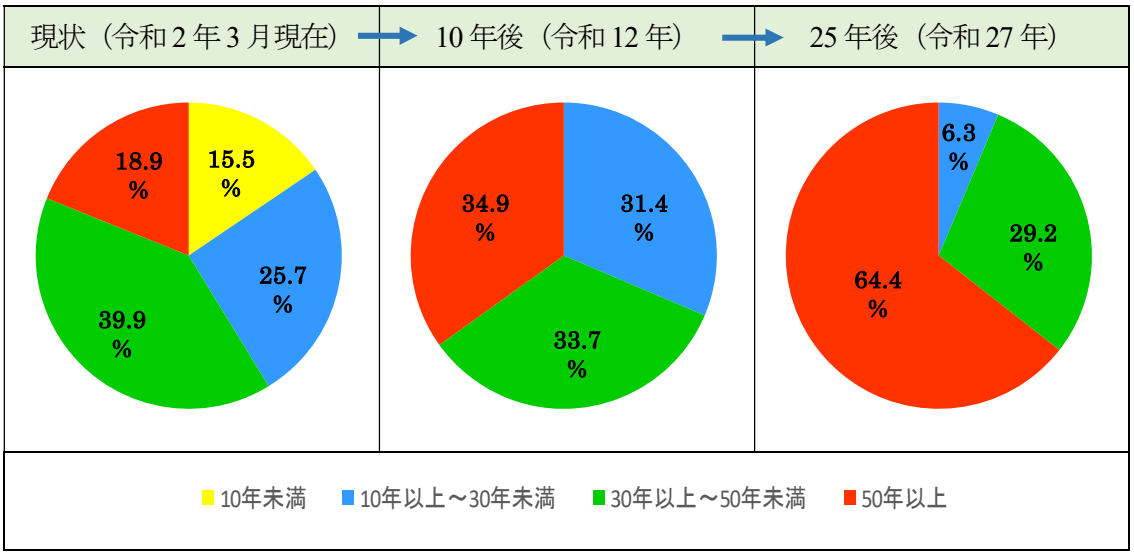

図1-1 設置後経過年数の推移（更新を行わない場合）

1.3 計画の位置づけ

本計画は、「習志野市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月）」で位置づけられた公園等を対象とした「個別施設計画」に該当します。

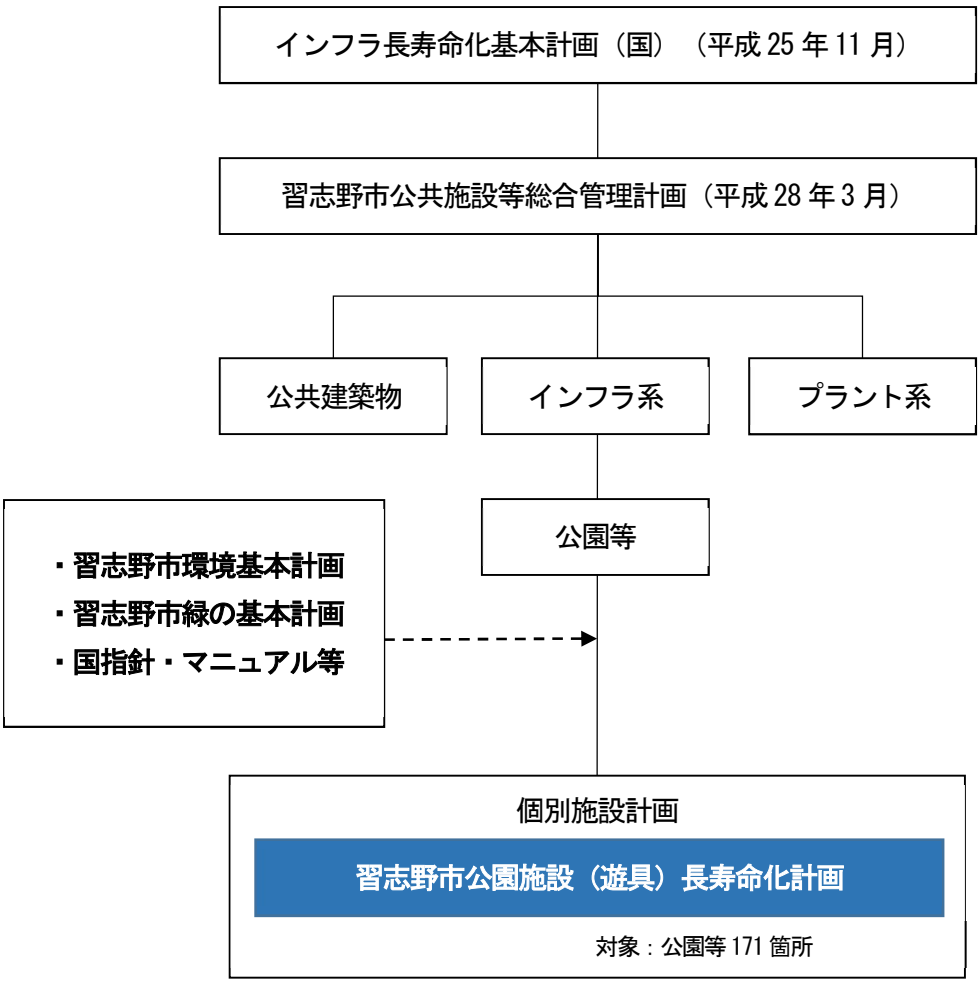

図 1-2 習志野市公園施設(遊具)長寿命化計画の位置づけ

1.4 計画期間

本計画は、令和 3 年度（2021）から令和 12 年度（2030）までの 10 年間の計画とします。

ただし、計画策定後の計画の見直し等を円滑に進めるため、中・長期計画として計画期間を含む検討期間を 25 年間（令和 3 年度（2021）～令和 27 年度（2045））に設定します。

表 1-1 計画期間

計画期間	令和 3 年度（2021）～令和 12 年度（2030）	10 年
検討期間	令和 3 年度（2021）～令和 27 年度（2045）	25 年

1.5 計画対象公園等と遊戯施設

1.5.1 計画対象公園と公共施設緑地

遊戯施設がある都市公園等 171 箇所を対象とします。

公園種別等を、（表 1-2）に示します。

表 1-2 計画対象公園等

公園等種別		箇所数	面積（㎡）
都市公園	街区公園	153	177956.43
	近隣公園	7	137569.07
	地区公園	4	158089.54
	緩衝緑地	2	206515.82
	都市緑地	4	99422.91
計		170	779553.77
公共施設緑地（ハミングロード）		1	－

表 1-3 公園等種別例

【街区公園】	【近隣公園】	【地区公園】
谷津１号児童公園	鷺沼城址公園	中央公園
【緩衝緑地】	【都市緑地】	【公共施設緑地】
	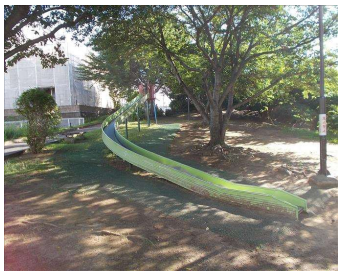	
習志野緑地（香澄公園）	谷津５丁目公園	ハミングロード

2. 遊戯施設の現況と課題

第2章

2.1 遊戯施設の管理状況

習志野市が管理する遊戯施設は、市職員による日常点検と、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014（社団法人 日本公園施設業協会（JPFA））」に基づき毎年1回の定期点検を実施しています。

2.2 遊戯施設の経過年数

計画対象公園等171箇所の対象遊戯施設599施設のうち、設置から30年以上経過している遊戯施設が352施設あり、全体の約59%を占めます。

一方、設置から10年未満の比較的新しい遊戯施設は93箇所と約16%程度です。

そのため、全体的な遊戯施設の老朽化が懸念されることから、計画的な遊戯施設の更新や補修等を行うことで、計画的な維持管理を行います。

表 2-1 設置後経過年数

	10年未満	10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
施設数	93	95	59	143	209
割合	15.5%	15.9%	9.8%	23.9%	34.9%

合計:58.8%

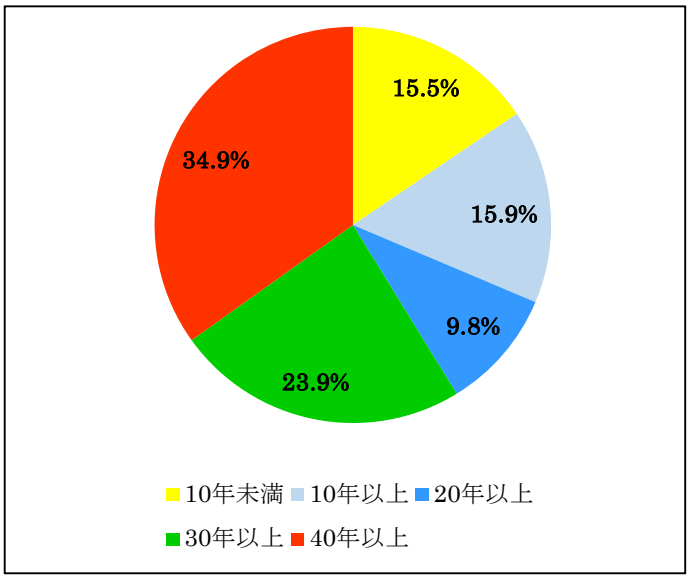

図 2-1 設置後経過年数

2.3 遊戯施設の劣化とハザードレベルの状況

遊戯施設の健全度判定を行うにあたり、平成 30 年度に実施した遊具安全点検結果から計画対象遊戯施設 599 施設の劣化状況とハザードレベルの状況を整理しました。

劣化判定、ハザードレベルの説明は以下の通りです。

表 2-2 劣化判定の説明(遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 より)

劣化	a： 健全な状態
	b： 軽微な劣化がある状態
	c： 修繕の必要な劣化がある状態
	d： 緊急修繕が必要な劣化がある状態

表 2-3 ハザードレベルの説明(遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 より)

ハザード	0： 傷害をもたらす物的ハザードがない状態
	1： 軽度の傷害をもたらしうるハザードがある状態
	2： 重大であるが恒久的ではない傷害をもたらしうるハザードがある状態
	3： 生命に危険、あるいは重度の恒久的な障害をもたらしうるハザードがある状態

2.4 遊戯施設の健全度判定

2.4.1 健全度判定の実施

計画対象施設（遊戯施設）599 施設に対する、補修等の対策や更新の必要性について、劣化判定とハザードレベルを総合的に判断して健全度判定を行いました。

健全度判定における評価基準を（表 2-4）に示します。

表 2-4 健全度判定における評価基準(「指針案」より)

ランク	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

2.4.2 健全度判定結果

平成 30 年度に実施した遊具安全点検結果に基づき、健全度判定を行いました。

健全度C判定施設が 23.9%（143 施設）、D判定施設が 0.8%（5 施設）に加え、撤去済である 2 施設を合わせると 25.0%に達し、遊戯施設全体の 4 分の 1 が更新や補修等の対策が必要な施設となりました。

表 2-5 健全度判定一覧

健全度判定区分	A	B	C	D	撤去済	計
遊戯施設	12	437	143	5	2	599
割合	2.0%	73.0%	23.9%	0.8%	0.3%	100.0%

合計：25.0%

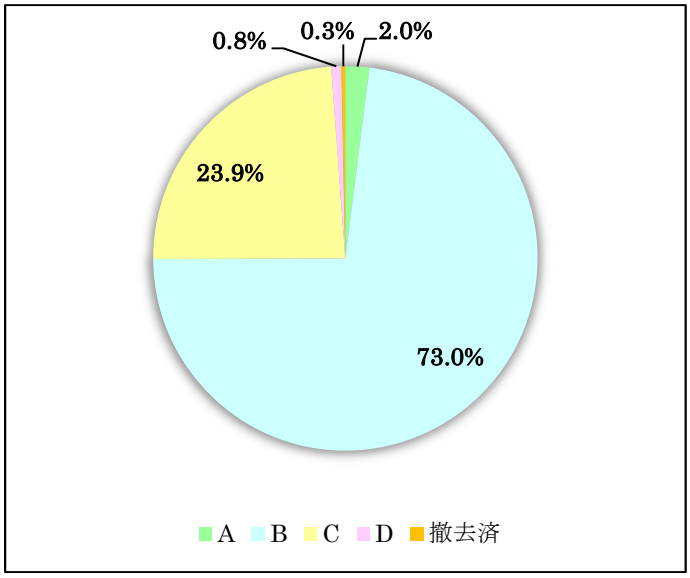

図 2-2 健全度判定

2.5 現状の課題

計画的な長寿命化対策を進め、更新や補修等の適切な維持管理を行うことで健全度判定C、D判定の施設を減らしていくことが求められます。

（1） 老朽化施設の更新と補修

健全度判定調査を行った結果、遊戯施設全体の25.0%が健全度C、D判定であったことから、計画的な長寿命化対策を進め、健全度C、D判定の施設を少なくしていくことが求められます。

（2） 維持管理費用の低減と平準化

老朽化に伴う遊戯施設の更新が増えることに加え、新たな公園等整備による施設の絶対量が増加することにより、維持管理費の増加が見込まれるため、継続的な長寿命化計画対策の推進と維持管理費用の低減及び平準化を図る必要があります。

3. 遊戯施設の管理方針

3.1 日常的な維持管理に関する方針

公園施設の維持管理に取り組んでいくため、日常的な維持管理に関する方針を以下のとおり定めました。

（1） 清掃・保守・修繕

日常的な清掃のほか、施設の機能維持や利用者の安全確保のために保守・点検を行います。

（2） 安全点検

市職員による日常点検と有資格者が年に１度実施する定期点検に加え、必要に応じて精密点検を実施します。

また、安全点検により、変状及び異常が確認された場合は、修繕・補修・更新などの本格的な措置を行います。

（3） 異常を発見した場合の措置

安全点検や公園等利用者・地域住民等からの連絡により、変状及び異常が発見された場合は、早急に市職員が現場を確認し、その程度に応じて施設の応急措置または使用禁止などの措置を講じるとともに、修繕・補修・更新などの本格的な措置の方針を定め、その措置を行います。

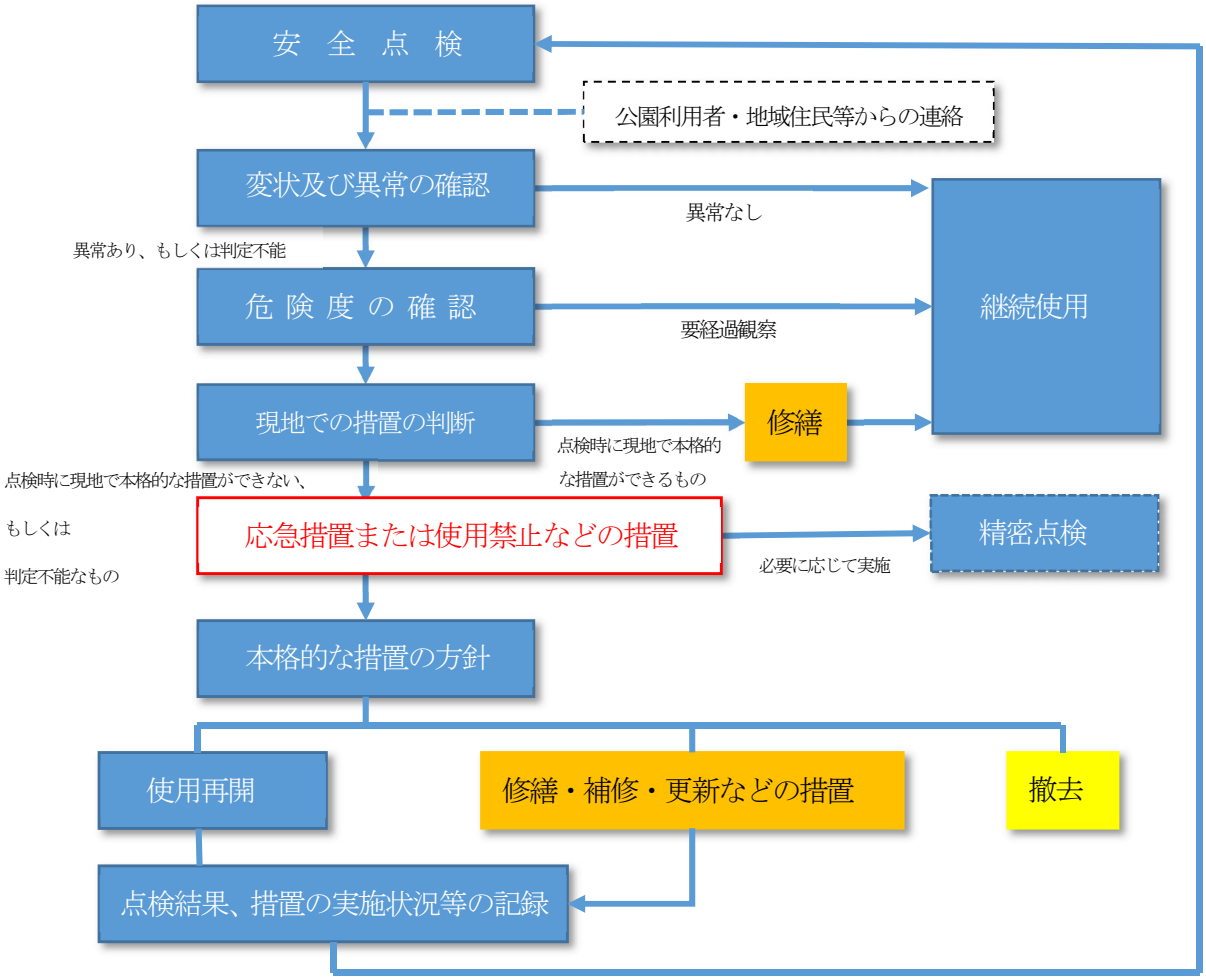

図 3-1 公園施設の安全点検フロー

3.2 管理類型ごとの基本方針

公園施設の管理は、予防保全型管理と事後保全型管理に分類されます。

本計画で対象となる遊戯施設については、事故防止を最優先するため「指針案」に基づき、予防保全型管理を行うものとします。

■予防保全型管理

公園施設の劣化や損傷を未然に防止するため、公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修もしくは更新を行います。

■事後保全型管理

維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行います。

3.3 更新に関する方針

遊戯施設を更新する際は、原則的に同等施設の設置を行いますが、耐用年数が長い施設や現状の利用形態等も考慮した上で、施設選定を図り、更新を行います。

3.4 使用見込み期間の設定

3.4.1 使用見込み期間

使用見込み期間とは、実際に公園施設の使用が可能と想定される使用期間の目安として施設や主要部材に対し設定する期間です。「指針案」では国庫補助金の交付規則に掲げられた処分制限期間を基に、その期間および管理類型に応じた使用見込み期間を設定しています。

表 3-1　使用見込み期間の設定（計画対象遊戯施設に関して抜粋）

主要部材	処分制限期間	使用見込み期間（年）	
		事後保全型管理	予防保全型管理
木材	7	14	17
FRP、樹脂、コンクリート	10	20	24
アルミ、スチール、ステンレス	15	30	36
コンクリート（築山）	40	40	48

※本計画の遊戯施設は、全て予防保全型管理での数値を適用しました。

3.4.2 更新見込み年度と残年数の算出

(1)更新見込み年度

施設の更新見込み年度（更新予定時期）は、各遊戯施設の設置年度に第 3 章 3.4.1 で設定した使用見込み期間を足したものとなります。

「更新見込み年度」　＝　設置年度　＋　使用見込み期間

(2)残年数

一般的には、耐用年数と築年数の差を称しますが、本計画の策定年度（令和元年）と上記更新見込み年度までの年数差を「残年数」とし、施設更新の判断や優先順位を決める指標として用います。

「残年数」　＝　更新見込み年度　－　計画策定年度

3.5 対策内容と実施時期

健全度判定でC、D判定の遊戯施設は（図 3-2）に示すフローを基に対策を行います。

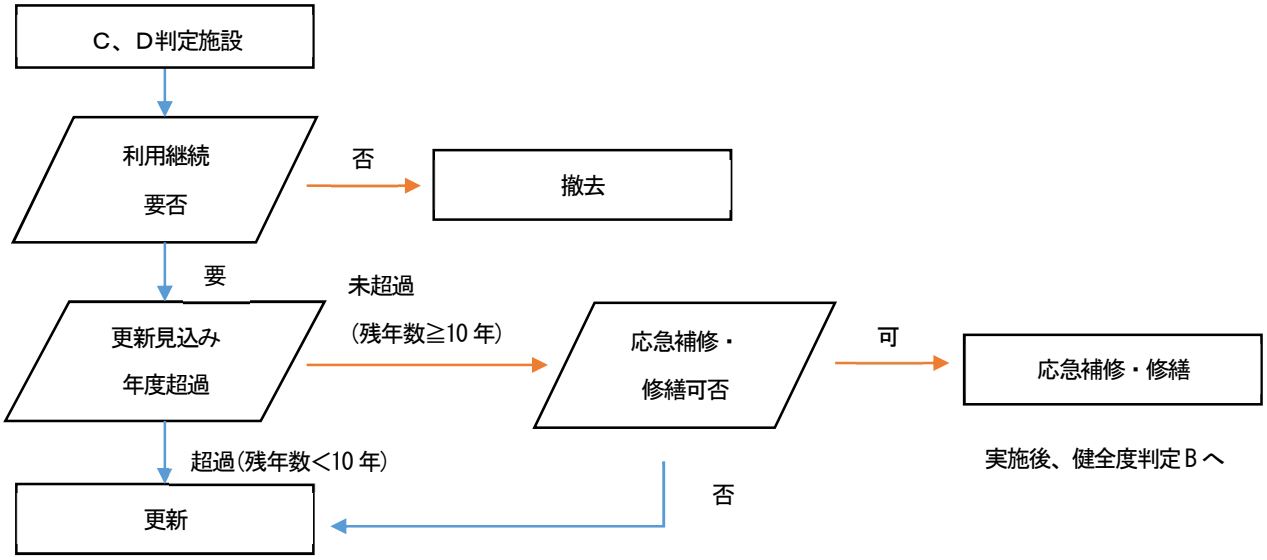

図 3-2　撤去･更新･補修施設選定の考え方

※応急補修・修繕について

応急補修・修繕とは、健全度判定でC、D判定となった施設に対し、危険性を取り除くために応急的に行う補修や修繕です。

予防保全型管理の施設に対し長寿命化対策のために定期的に行われる補修や、日常の維持保全のために行われる修繕とは計画上区別します。

3.5.1 撤去･更新

遊戯施設の撤去・更新に関する方針を以下のとおりとします。

(1)撤去

①健全度判定でC、D判定となった遊戯施設で、現状の施設利用状況を踏まえ更新の必要がないと判断した施設は撤去のみ行います。

(2)更新

① 健全度判定でD判定となった劣化が著しい遊戯施設は、全て更新とします。

② 残年数が 10 年未満であり、健全度判定においてもC判定となった遊戯施設は、更新を行います。一方、残年数が 10 年以上の遊戯施設は、応急的な補修・修繕により危険を取除いた上で長寿命化対策を施した維持管理を行います。

③ 遊戯施設を更新する際は、原則的に同等の施設への更新を行いますが、面積や利用状況等により、規模を縮小するなど変更も併せて検討します。

④ 木製遊具は、部材の寿命が短いことから、維持管理費削減を図るため、より長寿命化対策の効果が望める、鋼材等の遊戯施設に更新します。ただし、習志野緑地（香澄公園・秋津公園）については緩衝緑地であり、自然とふれあえるような場所であることから、極力、木製遊具での更新を行っていきます。

⑤ スプリング遊具・リンク遊具は、利用状況やニーズに合わせて、同等の遊戯施設の代替えとして、健康遊具等への更新も検討します。

⑥ コンクリート遊具については、設置年が古い施設が多いのに加え、基礎が地表に出やすい構造になっています。また、ハザードにおいても、基礎露出等の発生リスクが高く、安全面で時代にそぐわない施設として考える傾向になってきたことから、他の遊戯施設への更新を行います。ただし、公園等のシンボルとなっているコンクリート遊具については、安全面を考慮した上で、適切な維持管理を図り、施設の長寿命化を行っていきます。

4. 優先順位の設定

第4章

4.1 優先順位の設定と考え方

更新を行う遊戯施設の優先順位は、（表 4-1）に示す、4 つの項目を指標として、定量化が可能なものは点数化して比較を行い、それに陳情・要望等の付加条件も考慮した優先度評価の検討を行い、順位付けしました。

4.1.1 指標の設定

各指標の点数を以下のように設定します。

表 4-1 優先順位の指標

	指標	説明
①	劣化・安全性	遊具点検の総合判定（A・B・C・D）、劣化判定（a・b・c・d）、ハザードレベル（0・1・2・3）の組み合わせを「劣化・安全性」として 0～100 点で評点化します。 ※詳細は、（表 4-2）【① 劣化・安全性】に示しました。
②	公園利用状況	公園の利用状況を、「ⅰ.よく使う」（15 点）・「ⅱ．普通」（10 点）・「ⅲ．あまり使わない」（5 点）・「ⅳ．ほとんど使わない」（0 点）の 4 段階で評点化します。
③	公園規模	公園面積「２ｈａ以上」（5 点）・「２ｈａ以下」（0 点）の 2 段階で評点化します。
④	残年数	①、②、③の合計が同点となった場合は、残年数が少ない遊戯施設を対策の優先度が高い施設として順位付けします。

4.1.2 優先順位設定の考え方

優先順位は、「劣化・安全性」、「公園利用状況」、「公園規模」について各々点数化を行い、各遊戯施設の合計点から設定を行いました。また、更新については、原則として同一公園等内に複数の施設がある場合でも高得点の施設に合わせて同時に更新を行います。ただし、健全度判定がC、D判定の施設を優先とするため、健全度判定がA、B判定の施設については同一公園等でも後年に更新を行います。

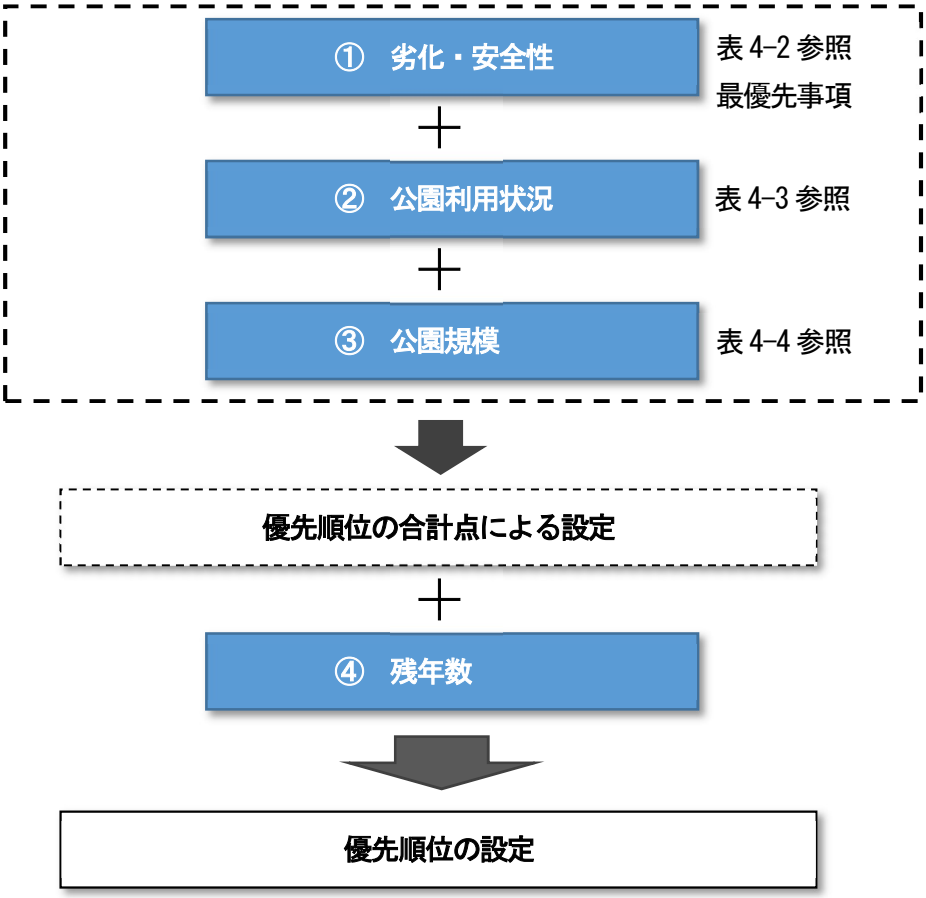

図 4-1 優先順位の設定フロー

表 4-2 【① 劣化･安全性】(点数)

① 劣化・安全性	遊戯施設																			
	健全度判定	撤去済	－	D			50	C				30			B	10	A		0
	劣化判定		－	d			30	c			10	b・a			0	b	0	a		0
	ハザードレベル		－	3	20	0.1.2	0	3	20	0.1.2	0	3	20	0.1.2	0	0.1.2	0	0.1.2		0
	計	最優先		100		80		60		40		50		30		10		0		

健全度C判定について

劣化判定「c」もしくはハザードレベル「3」にどちらか一方でも達していれば健全度C判定となるが、使用継続可否の判断がハザードレベルに準拠していることから、劣化判定「c」よりもハザードレベル「3」に重きをおいて、同じ健全度C判定でも [ハザードレベル「3」、劣化判定「c」未満]の点数が[ハザードレベル「3」未満、劣化判定「c」]の点数より高くなるように点数設定を行いました。

表 4-3 【② 公園利用状況】(点数)

② 公園利用状況	i. よく使う	15	ii. 普通	10	iii. あまり使わない	5	iv. ほとんど使わない	0

表 4-4 【③ 公園規模】(点数)

③ 公園規模	2ha 以上	5	2ha 以下	0

公園利用状況・公園規模の点数設定

② 公園利用状況と③ 公園規模の合計点の最大 20 点を① 劣化・安全性の点数に加えた際に、健全度B判定施設がC判定施設を、または健全度C判定施設がD判定施設の合計点数を上回ることがないように、あくまで同一判定内での施設の優先順位付けとなるように点数を設定しました。

5. 公園施設(遊具)長寿命化計画による効果

第5章

5.1 長寿命化対策費用

長寿命化計画の対策費用は以下のように分類します。

本計画では、更新費の算出及び平準化を行いました。

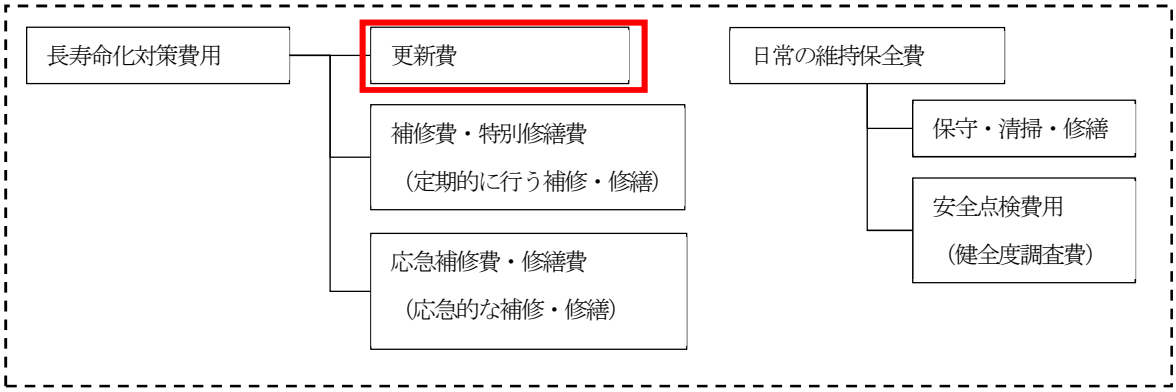

図 5-1 長寿命化計画対策費用

5.2 更新費用の算出

更新費の算出は対象施設毎に行い、更新見込み年度に必要となる更新費を積み上げました。

対象施設の 56%が更新見込み年度を超過していることから、計画初年度（令和 3 年度）に更新が必要となる施設が集中してしまい、更新費が突出する結果となりました。

5.3 更新費の平準化

今後の公園施設（遊具）長寿命化計画の適正かつ円滑な実施を目的に、年次計画の平準化を行いました。平準化の検討にあたっては、下記項目を平準化の条件としました。

年次計画の平準化条件

① 更新費については、計画期間 10 年間で概ね 3 億円、単年度ベースで概ね 3 千万円を目途とします。
② 健全度判定D判定の遊戯施設は全て更新とします。
③ 健全度判定C判定の遊戯施設は残年数が 10 年以上残っているものは、応急補修・修繕を行い延命化を図り、残年数 10 年未満のものは更新とします。
④ 施設更新の優先順位は、施設毎に評点化した結果を基に決定します。
⑤ 公園単位での更新を図るため、評価点が高い施設に合わせて複数施設（同一公園内）の同時更新を行います。（ただし、健全度判定がC、D判定の施設を優先とするため、健全度判定がA、B判定の施設については同一公園でも後年とします）
⑥ 陳情・要望等については、別途検討を行い、必要に応じて計画に反映させます。

上記の条件を踏まえ、起算年度を 2021 年度（令和 3 年度）から計画期間を 10 年間とした更新費の平準化作業を行いました。

次に、諸条件により計画内容がより流動的と判断される検討期間後期についても、計画の見直しを円滑に行えるよう、平準化により繰り越された更新費を検討期間で平準化作業を行いました。

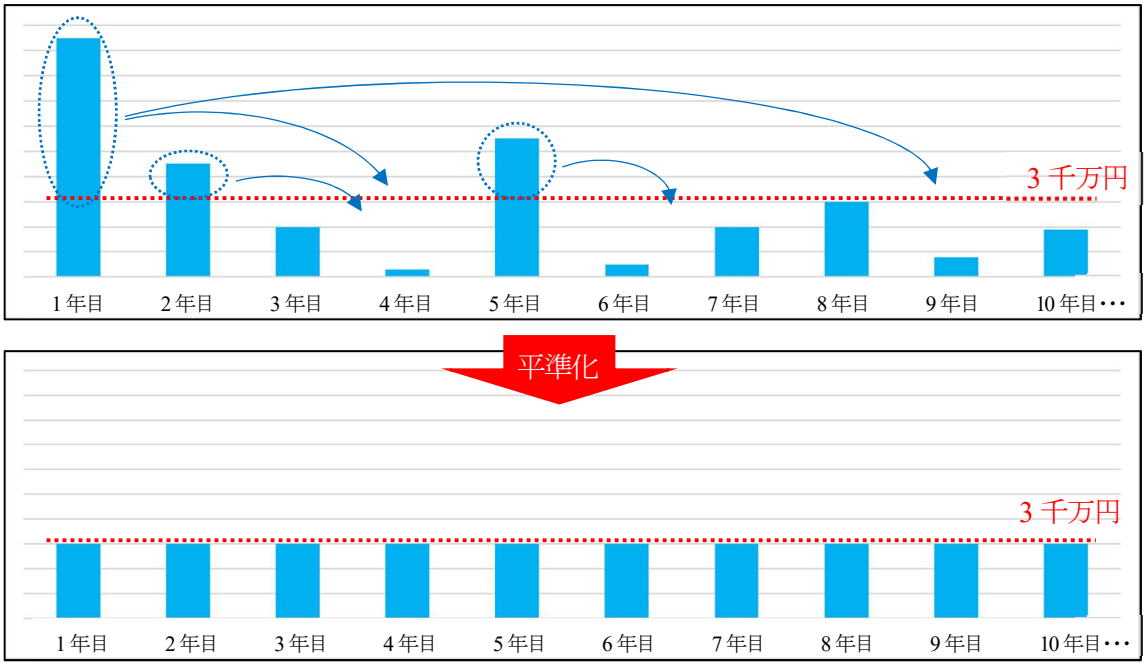

図 5-2 平準化のイメージ

計画期間 10 年間における維持管理費用の比較

・平準化前の計画期間内（10 年間）の更新費用：約 6 億 4 千万円
・平準化後の計画期間内（10 年間）の更新費用：約 3 億 1 千万円

6. 今後に向けた取り組み

第6章

6.1 遊戯施設の適切な維持管理

6.1.1 公園施設（遊具）長寿命化計画の見直しについて

本計画は、毎年実施する定期点検を健全度調査として活用しており、遊戯施設の適切な維持管理を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、実際の維持管理状況及び社会情勢の変化等も考慮した上で、より実効性の高い計画にします。

また、何らかの事象により、計画に沿った維持管理が出来なくなることも想定されることから、維持修繕・補修等の施工記録を残し、次回の長寿命化計画に反映されます。

6.1.2 更新見込み年度を超過している施設の管理

習志野市が管理する遊戯施設には、健全度判定で比較的健全と判定されたＢ判定施設が437施設あり、そのうち使用見込み期間を超えて使用されているものが237施設と半数以上を占めています。

日常的な維持管理や点検等においてこれらの遊戯施設に利用上の危険性が確認された場合には、使用禁止等の適切な措置を速やかに行います。

既に更新見込み年度を超過している遊戯施設については、応急的な補修や修繕により危険性を取り除いたとしても、その後の長寿命化対策での延命化は図りかねるので、遊戯施設の撤去または更新の検討を行います。

表 6-1　判定別の更新見込み年度超過施設

健全度判定区分	A		B		C		D		撤去済		計
残年数 －/＋	1	11	237	200	96	47	3	2	1	1	599
計	12		437		143		5		2		599
割合	0.2%	1.8%	39.6%	33.4%	16.0%	7.8%	0.5%	0.3%	0.2%	0.2%	100.0%

6.1.3 施設毎の対応

本計画では、原則として、既存施設と同等施設への更新を計画しましたが、少子高齢化の進行や社会情勢の変化により、公園利用形態が変わりつつあります。

これらの利用者ニーズ等にも対応すべく、より実態に見合った別の遊戯施設への更新を検討していきます。

なお、施設毎に行う対応の詳細については、第3章3.5.1撤去・更新のとおりです。

7. 用語解説

第7章

7.1 用語解説

「指針案」では公園施設長寿命化計画で使用する用語を定義しています。以下に分類別に用語の内容を示します。

【「指針案」による用語分類】

- 公園施設および管理類型
- 調査、判定およびＬＣＣ（ライフサイクルコスト）算定関連用語
- 維持保全、修繕・補修および更新
- 部材、長寿命化対策およびＬＣＣ
- 遊具の安全に対する用語（※「遊具の安全基準に関する基準 JPFA-S:2014」参照）

表 7-1 用語解説(1/3)

用語	内容
公園施設および管理類型	
公園施設	都市公園法第２条第２項、都市公園法施行令第５条で定義する施設のうち、建物又は工作物に係る全ての施設を指す。
予防保全型管理	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法をいう。
事後保全型管理	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法をいう。
調査、判定およびＬＣＣ算定関連用語	
予備調査	計画策定の初期段階において、都市公園台帳などにより基礎情報を整理した後、現地で施設の設置状況、利用状況、劣化や損傷の状況などを確認する調査のことをいう。
健全度調査	現地において、公園施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のことをいう。
健全度調査票	健全度調査を実施する際に使用する調査票を指す。 公園ごとに作成する健全度調査票（公園概要シート）と、健全度調査を実施する施設ごとに作成する健全度調査票（各施設シート）からなる。
健全度判定	健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的な評価と判定を行うことをいう。
緊急度判定	健全度判定にもとづき、公園施設の補修、もしくは撤去・更新に対する緊急度を三段階（高、中、低）に評価することをいう。

表 7-1 用語解説(2/3)

用語	内容
処分制限期間	国庫補助事業で取得した財産については、「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適化法」という。）」第 22 条に、「補助事業などにより取得し、又は効用の増加した財産は承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。」と規定されている。 処分制限期間とは、適化法第 22 条に基づく制限を受ける期間のことであり、公園施設については、国土交通省所管補助金など交付規則（平成 12 年 12 月 2 工日総理府・建設省令第 9 号）の別表第 3 に掲げている。
使用見込み期間	公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のことを指す。
延命期間	計画期間内の初回の補修（対策時期）から、使用見込み期間の終了までの期間を指す。
更新見込み年度	公園施設の長寿命化対策の検討において、施設を更新することを見込む年度であり、使用見込み期間の終了年度と同じとなる。
対策時期	長寿命化対策のうち、補修や更新を実施する時期を指す。
日常点検	公園施設の異常の発見と対処を目的とした、目視による巡視点検を指す。
定期点検	遊具の指針等＊1 に基づく点検や、建築設備はじめ各種設備などの法令の規程に基づく検査を指す。 ＊1：指針等：都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（H20、8 国土交通省）、遊具の安全に関する規準：JPFA－S：2014（（社）日本公園施設業協会（JPFA））等
維持保全、修繕・補修および更新	
維持保全	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕を指す。
維持保全費	維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用の合計をいう。
修繕	公園施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗材の部品交換などを指す。 （修繕の例） ・部分的に欠損したブロック系舗装にアスファルト舗装を充填 ・塗装の簡易な修復のために行うタッチアップ塗装 ・支柱や梁・手摺りなどの交換をともなわない、ボルト・金具などの交換など

表 7-1　用語解説(3/3)

用語	内容
補修	予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指す。 （補修の例） ○コンクリート ・劣化の要因となる水分・塩分・炭酸ガスなどの浸透を防止するための表面被覆 ・コンクリートひびわれへの注入工 ○鋼部材 ・腐食に至る前に防食機能が低下した時点で実施する、素地調整を伴う塗装 ・一般塗装から重防食塗装への変更 ・主要部材の交換 ○木材 ・塗装及び防腐剤注入あるいは塗布による腐食防止 ・合成木材への転換 ・高圧洗浄などによるカビの除去 ○その他 ・耐久性の高い材料への部材交換など
更新	公園施設を取り換えたり新しく作り直すことを指す。
部材、長寿命化対策およびＬＣＣ	
部材	施設を組み立てている部分品。例えば、支柱、梁、屋根などを指す。
構造部材・非構造部材	構造部材：構造上重要な部分に用いられるもので、引張り・曲げ・せん断などの応力に対して抵抗する部材を指す。 非構造部材：主体構造部以外を構成する部材を指す。
消耗材	使用することで摩滅するため、一定期間で交換が必要な部材、材料を指す。
長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修を指す。
ライフサイクルコスト	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「毎年の維持保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を伸ばすことを目的に実施する「定期的に実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の４項目の合計を指す。
遊具の安全に対する用語	
リスク	子どもの遊びに内在する危険性のうち、遊びの価値のひとつであり、事故の回避能力を育む危険性、あるいは子どもが判断可能な危険性。
ハザード	子どもの遊びに内在する危険性のうち、遊びの価値とは関係ないところで事故を発生させるおそれのある危険性、あるいは、子どもが予測できず、どのように対処すれば良いかの判断が不可能な危険性。